# 介護老人保健施設春陽苑 障害福祉サービス短期入所 重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

# 第1 障害福祉サービス事業者概要

1 事業者(設置者)の名称 社会福祉法人 むつみ会

2 代表者の氏名 理事長 青山 一雄

3 事業所(施設)の名称 介護老人保健施設 春陽苑

4 事業所(施設)の所在地 さいたま市西区飯田新田91-1

5 サービスの種類 短期入所

6事業所番号11165055857事業開始年月日平成26年1月1日

8 利用定員 空床利用型事業所(本体施設定員100名)

 9 電話番号
 048-620-5566

 10 FAX番号
 048-620-5588

### 第2 事業の目的及び運営の方針

- 1 当施設は、短期入所を利用する障害者及び障害児(以下、「利用者」という。)に対して、 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な技術をもって必要 な保護を行い、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、また、家族の身体的、 精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
- 2 短期入所の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な短期入所の提供ができるよう努めるものとします。
- 3 短期入所の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るものとします。
- 4 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 5 サービス提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

### 第3 事業の主たる対象とする障害の種類

- 1 身体障害者
- 2 知的障害者
- 3 障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)

### 第4 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、さいたま市、川越市、ふじみ野市、富士見市の区域とします。

第5 従業者の職種、員数及び職務の内容

職種	員 数	職務内容	勤務体制			
	(常勤換算数)		日勤	早番	遅番	夜勤
管理者	1.0	施設運営全般に係る統括	0			
医師	1.0	医療・看護業務に係る統括	0			
薬剤師	0.4	医療・看護業務に係る統括	0	_		
看護職員	10.9	利用者の日常生活の看護業務	0	0	0	0
介護職員	29. 7	利用者の日常生活の介護業務	0	$\circ$	0	0
理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	4. 6	利用者の機能訓練に係る業務	0	_	_	_
支援相談員	3.0	利用者の日常生活の相談業務	0			
管理栄養士	1.0	利用者の栄養管理業務	0			
事務職員	4.8	施設全体の事務に係る業務	0			

※勤務時間:(日勤)8:45~17:30、(早番)7:30~16:15、(遅番)10:30~19:15、(夜勤)17:00~9:15

# 第6 指定短期入所の内容

- 1 送迎(身体状況等一定の基準に該当する方でご自分で来所が困難な方は、リフト付きの 送迎車で入退所の送迎を行います。)
- 2 食事(食事は原則として食堂でお取りいただきます。)
  - ·朝食: 7時45分~ 8時30分
  - ·昼食:12時00分~12時45分
  - · 夕食: 18時00分~18時45分

(但し、経管栄養の場合は、状態等により代わる場合があります。)

- 3 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、 利用者の身体状況に応じて清拭となる場合があります。)
- 4 医学的管理・看護
- 5 日常生活上の介護
- 6 機能訓練
- 7 生活相談
- 8 栄養管理
- 9 その他日常生活上の世話

#### 第7 利用者から受領する費用の種類及びその額

- 1 短期入所を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準に基づき決定されます(別紙「料金表」参照)。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとします。
- 2 当施設は、前項の支払を受けるほか、短期入所において提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとします。
- (1) 食費:朝食410円、昼食620円、夕食520円 ただし、各市町村が定める利用者の所得区分により食材料費のみとする場合は、 朝食209円、昼食252円、夕食265円とします。
- (2) 光熱水費:300円(日額)
- (3) 日用品費: 250円(日額) ティッシュペーパー、コップ、歯ブラシ、義歯ブラシ髭剃り等
- (4) その他の費用
  - ・電気代:1点につき 60円(日額)
  - ・テレビ貸出料:30円(日額)
  - ・その他、利用者の希望によって、身の回り品、教養娯楽等として日常生活に必要なもの を提供する場合は、事前に利用者及び代理人にその内容等について同意を得た上で 実費相当額を徴収するものとします。

#### 第8 サービス利用に当たっての留意事項

- 1 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活を行って下さい。
- 2 火気の取り扱いは、原則禁止とします。
- 3 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為は禁止とします。
- 4 喫煙は、所定の場所にて行って下さい。
- 5 金銭、貴重品の管理は、ご希望に応じて申し受けます。
- 6 宗教活動は、原則禁止とします。
- 7 ペットの持込は、原則禁止とします。
- 8 その他管理上必要な指示に従って下さい。

#### 第9 緊急時等における対応方法

- 1 当施設は、利用者に対し、当施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関等での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における障害福祉サービスでの対応が困難な状態、 又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、<u>当施設</u>は、利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### 第10 事故発生の防止及び発生時の対応

- 1 安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために、事故発生の防止のため 次のように対応します。
  - (1) 事故発生防止及び発生時の対応の担当者の選定をする
  - (2) 事故発生防止のための指針の整備をする
  - (3) 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備をする
  - (4) 事故防止委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施をする
- 2 事故については、常に事故防止に努めていますが、それでも様々な事故(転倒・転落・感染症の発生・送迎中の事故等)が起きることが予想されます。
- 当施設では事故が発生した場合には人命尊重を基本にして、次のように対応します。
  - (1)ご利用者の生命、身体の保護、安全の確保のために必要な事項を優先します。 施設医師は状態を判断し救急車の手配等します。また各職員が連携して行動で きるよう緊急時マニュアル・職員緊急連絡網を定めています。
  - (2) 火災等の災害には、防災マニュアルに基づき適切な誘導、初期消火、消防署への通報を行います。
  - (3) ご家族等身元保証人への連絡を速やかに行います。
  - (4) 事故の内容により、さいたま市担当課、保健所、警察等への連絡、報告します。
  - (5) 事故内容は、「事故・ヒヤリハット報告」に記録し分析を行い、今後の対応策を明確にし、再発の防止に努めます。

### 第11 感染症、食中毒の予防及びまん延の防止のための措置

- 1 感染症、食中毒の予防及びまん延の防止のために次のように対応します。
- (1) 感染防止委員会を設置しおおむね3か月に1回以上開催し、その結果を従業者に 周知徹底します。
- (2) 指針の整備を行い、研修、訓練(シミュレーション)を実施します。
- (3) 前2号にあげるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。
- 2 業務継続計画 (BCP) の策定等を行います。 感染症が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練(シミュレーション)の

実施を行います。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

## 第12 非常災害対策

- 1 当施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため地域住民との連携に努め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- 2 業務継続計画 (BCP) の策定等を行います。

災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練(シミュレーション)の実施を行います。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

### 第13 身体拘束について

当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。

# 第14 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待等を防止し、早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、必要な体制の整備を行い、次の措置を行います。

- 1 虐待の防止に関する責任者の選定をする
  - ■虐待防止責任者 櫻井 賢樹
- 2 成年後見制度の利用支援をする
- 3 苦情解決体制の整備をする
- 4 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修(新規採用時及び年2回以上)の実施をする
- 5 虐待防止委員会を設置し、定期的に実施するとともに、その結果を従業者に周知 徹底をする
- 6 虐待防止のための指針の整備をする
- 7 前4、5、6の措置を適切に実施するための担当者の選定をする
- ・ 虐待等の早期発見の為、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談につきまして は、苦情解決体制、又は以下をご利用ください。
  - ◇要介護者施設従事者等による虐待のご相談窓口

保健福祉局長寿応援部介護保険課 TEL048-829-1265

◇地域で暮らす高齢のみなさんの介護、福祉、医療等に関するさまざまな相談窓口

生活区域のシニアサポートセンター又は地域包括支援センターにお問い合わせください。

## 第15 苦情処理の体制

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談 ください。ケアに対する要望や苦情などのほか個人情報保護法関連も含めて担当支援相談 員、苦情受付担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

また、要望や苦情への適切な対応により、障害福祉サービスに対する利用者の満足度を高めること等を考慮して、第三者委員を活用できる体制も整備しておりますので、ご相談ください。

■管理者 櫻井 賢樹 (苦情解決責任者)

048-620-5566

■担当支援相談員 小西 佳子(苦情受付担当者)・松澤 尚孝・秋山 恭子

048-625-0707

■第三者委員 皆川 慎一郎 さいたま市西区中釘2219-1

048-624-3940

杉山 幸芳 さいたま市西区中野林652-1

048-620-5700

■市町村窓口 さいたま市役所 障害福祉課

048-829-1309 (自立支援給付係)

お住まいの地域の市町村窓口

( 市·区. 課. TEL − − )

## 第16 その他運営に関する重要事項

- 1. 事業者は、適切な短期入所が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るためにその研修の機会を確保します。
- 2. 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持するものとします。
- 3. 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上 知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとします。
- 4. 当施設は、利用者に対する短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該短期入所を提供した日から5年間保存するものとします。
- 5. 感染防止や多職種連携の促進のためICT(情報通信技術)を活用することがあります。 利用者等が参加するものについては、利用者等の同意を得た上で実施します。
- 6. 本説明書の概要については、施設内に掲示又は閲覧可能な形(ファイル等)で備え置きします。

- 7. 重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、 電磁的記録(コンピュータで処理可能なデジタルデータ)にて行うこともあります。
- 8. 当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

令和 年 月 日

介護老人保健施設春陽苑障害福祉サービス短期入所の開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

# <事業者>

所在地 埼玉県さいたま市西区飯田新田91-1

名 称 社会福祉法人 むつみ会 印

説明者 所属 介護老人保健施設 春陽苑

氏 名 印

私は、本書面により、事業者から介護老人保健施設春陽苑障害福祉サービス短期入所についての重要事項の説明を受け同意しました。

<利用者> 住 所(〒 )

氏 名 印

<代理人> 住 所(〒 )

氏 名 即